

栃木県子ども総合科学館における飲食物等販売に係る使用許可条件

栃木県子ども総合科学館における飲食物等販売に係る使用許可条件を以下のとおり定める。

1 使用可能場所

使用可能場所は、原則として次のとおりとする。ただし、施設の大規模改修工事の状況等により、別の場所が使用可能となった場合は、栃木県と協議の上、変更ができるものとする。

※栃木県子ども総合科学館は令和6（2024）年1月～令和7（2025）年9月末まで大規模改修工事により屋内施設を休館としているが、屋外については、原則開放としている。

栃木県子ども総合科学館（以下「科学館」という。）（栃木県宇都宮市西川田町567）
第一駐車場 2.5m×5.5m×4ヶ所=55.0m²

※施設情報「9 館内図・敷地図」に図示

2 使用に関する条件

科学館において飲食物等販売を行う者（以下「使用者」という。）は以下の条件を順守すること。

(1) 営業形態

テイクアウト形式（キッチンカーでの営業も可能）

(2) 対象期間

令和6（2024）年4月1日～令和7（2025）年3月31日

対象期間は1年間であるが、申請期間は、四半期ごと3か月ずつとすることを基本として、あらかじめ栃木県と協議すること。

※工事の状況により、除外期間を設ける場合があるので、あらかじめ留意すること。

さらに、申請を受け付け、許可した後で、工事等の状況（県の都合）により使用できない期間が生じる場合がある。（その場合は、使用許可事業者は当該期間に係る「県有財産使用料減免申請書」を提出することとし、栃木県は審査の上、適正と認められた場合は当該期間の使用料を還付する。）

(3) 営業日及び営業時間

営業日及び営業時間は科学館の開館日の午前9時30分から午後4時30分までの範囲内で栃木県と使用者の協議によって決定する。

(4) 制限・禁止事項

- ① 使用者は、使用物件を2に定める以外の用途に供してはならない。
- ② 使用者は、事業運営する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止する。
- ③ 使用者は、科学館敷地内で利用者への過剰な販売勧誘は禁止する。また、第三者への利益誘導となる広告の掲示を禁止する。（ただし、事前に栃木県と協議し、承認を

得た場合はこの限りではない。)

(5) 販売禁止商品

酒類、消費期限が切れている飲食物又はそれらで調理したもの、及び栃木県が不適当と判断したもの。

(6) 使用料

- ① 使用料は、栃木県行政財産使用料条例（昭和39年栃木県条例第9号）に基づき算定し、実際の使用日数にかかわらず使用料の年額をその年度の日数で除して得た額に使用許可期間日数を乗じて得た額とする。

【参考】使用料の金額の目安

65,670円 ※実際の使用許可面積により変動

- ② 光熱水費及び清掃費（害虫駆除）は、栃木県が定める行政財産の使用許可に伴う光熱水費の取扱いに基づいて徴収する。なお、当該施設の光熱水費及び清掃費（害虫駆除）は科学館（指定管理者）に支払う。工事の状況により、電気等が使えない場合がある。

(7) 使用物件の清掃

使用者は、営業を行った日毎に使用場所の清掃を行うこと。

(8) 使用物件の改修・修繕

使用者は、使用物件を改修・修繕する場合は事前に栃木県と協議すること。

(9) 費用負担区分

使用者は、営業に係る全ての経費を負担すること。

- ① 光熱水費（電気・ガス・水道・下水道）
- ② 清掃費（害虫駆除費及び全ての部屋の清掃を含む）
- ③ ごみ・廃棄物処理費（テイクアウト用ごみ箱）
- ④ 人件費
- ⑤ 材料費
- ⑥ 消耗品費
- ⑦ 軽微な修繕費
- ⑧ 備品及び什器等の保守管理・補充費
- ⑨ 通信費等
- ⑩ 公租公課費
- ⑪ 法令に基づく諸経費
- ⑫ その他営業上必要な経費

(10) 営業許可

使用者は、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく営業許可の申請、その他法令が定める所管庁への申請・届出を行うこと。

(11) 衛生管理

使用者は、衛生管理に十分な注意を払い、責任を持って対処すること。

(12) 保険

使用者は、生産物賠償責任保険及び施設賠償責任保険並びに自動車賠償責任保険及び任意保険(キッチンカーの場合)等に参加すること。なお、事故等が発生した場合は、速やかに栃木県及び科学館へ報告すること。

(13) 法令等の遵守

使用者は、営業にあたり、関係法令、規則等を遵守すること。

(14) その他

- ① 搬入等に係る車両は、科学館職員用駐車場又は指定管理者に指定された場所に駐車すること。(キッチンカーの場合は、使用許可された場所に駐車すること)
- ② 科学館から以下の事項について要請があった場合は協力すること。
 - ア 電気設備点検及びその他の点検
 - イ 科学館の修繕・改修工事
 - ウ 科学館が実施する事業
 - エ 災害発生時や緊急時における指示
 - オ その他運営上必要な事項
- ③ 使用者は、感染症等の拡大防止に努めること。
- ④ この使用許可条件に定めるもののほか、栃木県が意見等を求めた場合には、使用者はそれに応じ協力すること。さらに、営業に際し必要な事項が生じた場合は、栃木県に協議すること。

3 行為の許可申請

使用者は、栃木県子ども総合科学館管理規則(昭和63年栃木県規則第8号)に基づき、行為の許可申請を行うものとする。

4 許可の取消し等

次の各号のいずれかに該当するときは、栃木県は使用者に対し、使用許可を取消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは退去を求めることが出来る。

- (1) 使用許可に附した条件に違反した場合
- (2) 栃木県において公用又は公共用に供するため、使用許可物件を必要とする場合
- (3) 偽りその他不正な手段により、使用許可を受けた場合
- (4) 科学館に関する工事のためにやむを得ない必要が生じた場合
- (5) 科学館の保全又は利用に著しい支障が生じた場合
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、科学館の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

5 原状回復

- (1) 科学館より退去する場合は、使用者は、自己の費用で、栃木県が指定する期日までに使用物件を原状に回復した上で返還しなければならない。

- (2) 使用者が前号の期日までに原状回復の義務を履行しないときは、栃木県がこれを行い、その費用を使用者の負担とすることができる。この場合、使用者はなんらの異議を申し立てることはできない。

6 損害賠償

- (1) 使用者は、使用者が販売した飲食物を飲食したことに起因し、食中毒又は感染症等の事故が発生した場合は、その被害者に対しその損害を賠償しなければならない。
- (2) 使用者は、その責に帰すべき理由により、使用物件の全部又は一部を滅失又は毀損したときは、当該滅失又は毀損による使用物件の損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、使用物件を原状に回復した場合は、この限りでない。
- (3) 前号に定める場合のほか、使用者が故意又は過失により栃木県に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。

7 疑義の決定

使用物件について疑義を生じたときは、栃木県と使用者が協議して定めること。

<施設情報>

1 所在地

栃木県宇都宮市西川田町567番地

2 敷地面積

167,585.42㎡

3 建物面積

6,258.44㎡（庇・ピロティ含む場合 7,121.79㎡）

4 延床面積

10,000.44㎡

5 開館年月日

昭和63（1988）年5月3日

6 建築構造

地上2階建て（屋上に天文台設置）・鉄骨鉄筋コンクリート造

7 年間利用者（参考）

令和2年度 299,763人、令和3年度 400,600人、令和4年度 500,622人

8 実施事業等

- ・科学や遊びにまつわるイベントを屋外にて定期的開催

9 館内図・敷地図

